

議案第150号

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

上記議案を別紙のとおり、大崎市議会会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年12月22日

大崎市議会議長 後藤錦信様

提出者 議会運営委員長 佐藤弘樹

大崎市議会会議規則の一部を改正する規則

大崎市議会会議規則（平成18年大崎市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第130条第1項第1号中「出席してある」を「出席している」に改める。

第136条第1号中「方法」の次に「(オンラインによる方法で出席している委員にあっては挙手の方法)」を加える。

第151条の次に次の1条を加える。

(情報通信機器端末の使用)

第151条の2 議員は、議会活動で使用する情報通信機器端末を持ち込み、議長又は委員長の許可を得て使用することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。